

## 国立大学法人大分大学における省エネルギーに関する規程

平成22年3月8日制定

### (目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における省エネルギーについての適切かつ有効な実施について定め、エネルギー使用の低減及びエネルギーの有効利用の推進並びに温室効果ガス排出の削減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 この規程において「エネルギー」とは、省エネ法第2条第1項で定義するものをいう。
- 2 この規程において「温室効果ガス」とは、温対法第2条第3項で定義するものをいう。
- 3 この規程において「エネルギー管理」とは、エネルギー使用の合理化及び温室効果ガス排出の削減に関し必要な措置を講ずることをいう。
- 4 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局をいう。
- 5 この規程において「職員等」とは、法人の役員、職員、学生その他委託業務等に従事する者をいう。

### (職員等の遵守事項)

第3条 職員等は、第9条に規定するエネルギー管理責任者の指示に従い、エネルギー管理に努めなければならない。

### (省エネルギー管理体制)

- 第4条 エネルギー管理の推進を図るため、法人に別図第1のとおり省エネルギー管理体制を置く。
- 2 前項の省エネルギー管理体制に、省エネルギー推進委員会を置き、国立大学法人大分大学施設整備委員会の構成員及び事務局長をもって組織する。
- 3 省エネルギー推進委員会は、国立大学法人大分大学環境マネジメント対策推進会議（以下「推進会議」という。）の方針に基づき、エネルギー管理に関する事項について協議し、重要な事項については推進会議に報告するものとする。

### (学長の責務)

第5条 学長は、法人におけるエネルギー管理を統括する。

### (エネルギー管理統括者)

- 第6条 学長は、省エネ法の定めるところにより、法人にエネルギー管理統括者（以下「管理統括者」という。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 2 管理統括者は、エネルギー管理に関する経営的視点を踏まえた取組の推進、省エネ法に定める中長期計画の作成及び定期報告書の作成並びに企画立案を行う。

### (エネルギー管理企画推進者)

- 第7条 学長は、省エネ法の定めるところにより、法人にエネルギー管理企画推進者（以下「管理企画推進者」という。）を置き、財務部長をもって充てる。
- 2 管理企画推進者は、管理統括者の業務を補佐する。

### (エネルギー管理員)

- 第8条 学長は、省エネ法の定めるところにより、且野原キャンパス及び挾間キャンパスにエネルギー管理員（以下「管理員」という。）を置く。
- 2 管理員は、法人において省エネ法に定める資格を有する者のうちから、学長が任命する。

- 3 管理員は、法人におけるエネルギー使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視その他の業務を行う。
- 4 管理員は、管理統括者及び第11条に規定するエネルギー管理推進者へ前項に規定する業務に関する報告を行う。

(エネルギー管理責任者)

- 第9条 学長は、部局に別表第1に掲げるエネルギー管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 2 管理責任者は、別表第1に規定する当該部局における省エネルギー体制を総括し、エネルギー管理について必要な措置を行う。
  - 3 管理責任者は、第12条に規定するエネルギー管理推進員を任命した場合は、エネルギー管理統括者に報告しなければならない。

(キャンパスエネルギー管理代表者)

- 第10条 学長は、且野原キャンパス、挟間キャンパス及び王子キャンパスにキャンパスエネルギー管理代表者（以下「管理代表者」という。）を置く。
- 2 管理代表者は、各キャンパスに置かれた管理責任者から学長が任命する。
  - 3 管理代表者は、当該キャンパスの省エネルギー体制を総括し、エネルギー管理について必要な措置を行う。

(エネルギー管理推進者)

- 第11条 管理責任者は、当該部局における照明設備、空調設備、昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うため、別表第1に掲げるエネルギー管理区分（以下「管理区分」という。）に、エネルギー管理推進者（以下「管理推進者」という。）を置く。
- 2 管理推進者は、別表第1に掲げる課長、室長及び事務長をもって充てる。
  - 3 管理推進者は、第14条に規定するエネルギー管理標準を基に、管理区分におけるエネルギー管理について次の各号に掲げる事項を行う。
    - (1) エネルギー使用状況の把握
    - (2) エネルギー管理推進員に対する指示及び指導
    - (3) 省エネルギー活動の企画及び活動状況の調査結果の分析
    - (4) 前号に規定する調査結果についての管理責任者への報告
    - (5) その他管理責任者が重要と認める事項
  - 4 管理推進者は、前項各号の規定で管理責任者が重要と認める事項については、管理責任者を通じて省エネルギー推進委員会に報告しなければならない。

(エネルギー管理推進員)

- 第12条 管理責任者は、部局におけるエネルギー管理を適切に行うため、管理区分にエネルギー管理推進員（以下「管理推進員」という。）を置く。
- 2 管理推進員は、管理責任者が任命する。
  - 3 管理推進員は、省エネルギー活動について、次の各号に掲げる事項を行い、管理推進者に報告しなければならない。
    - (1) 前条第3項第3号に規定する調査
    - (2) 職員等に対する省エネルギー活動の啓発
    - (3) その他管理推進者が重要と認める事項
  - 4 管理推進員は、前項各号の規定で管理推進者が重要と認める事項については、管理推進者を通じて管理責任者に報告しなければならない。

(エネルギー管理標準)

- 第13条 省エネ法に基づくエネルギー管理を行うため、且野原キャンパス、挟間キャンパス及び王子キャンパスにエネルギー管理標準を定める。
- 2 エネルギー管理標準に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、法人における省エネルギーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年規程第7号)

この規程は、平成22年3月8日から施行する。

附 則 (平成22年規程第21号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第31号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第41号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第64号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第39号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第69号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第22号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第19号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第85号)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第38号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第38号)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第17号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第40号）  
この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第58号）  
この規程は、令和2年8月24日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）  
この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第13号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）  
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第34号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第52号）  
この規程は、令和4年3月29日から施行する。

附 則（令和7年規程第9号）  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第35号）  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第63号）  
この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第9条，第11条，第12条関係）  
省エネルギー体制

キャンパス	エネルギー管理区分	キャンパスエネルギー管理代表者	エネルギー管理責任者	エネルギー管理推進者	エネルギー管理推進員
巨野原 キャンパス	教育学部・教育学研究科	巨野原キャンパスの エネルギー管理責任者 から学長が任命した者	教育学部長	教育学部事務長	各エネルギー管理責任者 が任命した者
	経済学部・経済学研究科		経済学部長	経済学部事務長	
	理工学部・理工学研究科		理工学部長	理工学部事務長	
	福祉健康科学部・福祉健康科学研究科		福祉健康科学部長	福祉健康科学部事務長	
	教育マネジメント機構		機構長	教育支援課長	
	研究マネジメント機構研究推進センター		機構長	研究推進課長	
	研究マネジメント機構産学官連携推進センター		副機構長	産学連携課長	
	地域経済社会教育開発センター		センター長	経済学部事務長	
	保健管理センター		所長	学生・留学生支援課長	
	地域連携プラットフォーム推進機構		学生支援部長	教育支援課長	
	学術情報拠点（情報基盤センター）		学術情報拠点長	学術情報課長	
	学術情報拠点（図書館）		センター長	産学連携課長	
	減災・復興デザイン教育研究センター		センター長	企画課長	
	I Rセンター		学生支援部長	教育支援課長 学生・留学生支援課長	
	教養教育棟他（教育研究施設）		事務局長	経理課長	
	課外活動福利施設				
法人本部					
他の管理区分に属さない地域					
挾間 キャンパス	医学部・医学系研究科	挾間キャンパスの エネルギー管理責任者 から学長が任命した者	医学部長	調達課長	
	医学部附属病院		附属病院長	調達課長	
	グローバル感染症研究センター		センター長	研究推進課長	
	研究マネジメント機構（挾間）		機構長	研究推進課長	
	課外活動福利施設		医学・病院事務部長	学務課長	
	学術情報拠点（医学情報センター）		学術情報拠点長	学術情報課長	
	学術情報拠点（医学図書館）				
王子 キャンパス	附属幼稚園	王子キャンパスの エネルギー管理責任者 から学長が任命した者	教育学部長	附属学校事務室長	
	附属小学校				
	附属中学校				
	附属特別支援学校				
	附属教育実践総合センター				

別図第1(第4条関係)

